○　計画区域における道路の占用の特例を適切に活用し、道路空間のオープン化及び適切な維持管理が図られること。都市再生整備計画に道路の占用の特例に係る記載を行う場合には、都市の再生、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するよう、占用主体が行う道路交通環境の維持及び向上を図るための措置を計画に位置づけること。

○　計画区域における都市空間の有効活用、にぎわい創出を図るとともに、都市再生整備歩行者経路協定及び都市利便増進協定等を活用し、都市再生整備推進法人をはじめとした多様な主体による活動との連携の下、公共空間の適切な維持管理が図られること。

○　都市再生整備計画に都市再生整備推進法人、民間企業等が行うまちづくり活動や道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する措置等を総合的に計画に位置づけることにより、民間をはじめとした多様な主体による取組が推進されること。

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第８条第７項において準用する同条第４項の規定に基づき、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年９月８日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

前文中「本方針は」を「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（以下「本方針」という。）は」に改める。

第２章３．中「第９条第６項」を「第９条第７項」に改め、同章３．①中「基本方針に適合」を「本方針に適合」に、「本基本方針の」を「本方針の」に改め、「本基本方針第１章２．①及び②に掲げられた目標に従い、認定を受けようとする市町村において、地域の実情に応じて、重点化等を行って目標を設定することができる。」を削り、「その掲げた目標を達成するまでの」を「中心市街地の活性化を実現するための」に改め、「また、設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、基本計画には、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づく数値目標を設定しなければならない。」及び「なお、どのような指標を使用するかは各市町村の判断によるものであるが、その指標を使用して設定した数値目標が計画期間内に達成されているかどうかが判定できるものであることが必要である。」を削り、同章３．②中「目標を達成するために」を「中心市街地の活性化を実現するために」に、「①ａ）で設定された目標の達成に」を「中心市街地の活性化の実現に」に、「記載されていること必要」を「記載されていることが必要」に改め、同章３．③中「目標を達成するために」を「中心市街地の活性化を実現するために」に改め、同章４．⑴中「第９条第４項」を「第９条第５項」に、「第９条第２項第７号」を「第９条第２項第５号」に改め、同章４．⑵中「法第９条第２項」を「法第９条第２項及び同条第３項」に改め、「添付するものとする。」の次の行に「法第９条第３項第２号で定める中心市街地の活性化の目標を定める場合は、本方針第１章２．①及び②に掲げられた目標に従い、認定を受けようとする市町村において、地域の実情に応じて、重点化等を行って設定することができる。その際、設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づいて設定するものとする。」を加え、「また、市町村が」を「なお、市町村が」に、「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」を「本方針」に改め、同章４．⑶中「第９条第８項」を「第９条第９項」に、「同条第２項第４号から第10号」を「同条第２項第２号から第８号」に改め、同章４．⑷中「第９条第６項」を「第９条第７項」に、「なお、法第９条第７項」を「なお、法第９条第８項」に改め、同章６．⑴①中「目標が達成できるよう」を「中心市街地の活性化が実現できるよう」に、「設定した数値目標に係る指標」を「目標を設定している場合は当該目標の達成状況」に改め、同章６．⑴②中「認定基本計画に掲げた目標の達成状況等」を「中心市街地の活性化の状況等」に改める。

第４章１．中「市街地の整備改善の目標に沿って」を「中心市街地の活性化の実現のために」に改め、第４章２．⑵、第５章２．⑵及び第６章２．⑵中「基本計画の目標達成のための」を「中心市街地の活性化を実現するための」に改める。

第７章１．中「商業の活性化等の目標に照らして」を「中心市街地の活性化の実現のために」に改める。

第８章中「基本計画の目標達成のための」を「中心市街地の活性化を実現するための」に改める。

第11章２．中「都市計画との調和」を「都市計画等との調和」に改め、「必要がある。」の次の行に「また、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく市町村計画をはじめ、他法令に基づく種々の計画との調和を図ることも必要である。」を加え、同章中３．を削り、４．を３．とし、５．を４．とし、６．を５．とする。

法　　務

公証人任免

横浜地方法務局所属公証人福原敏治は願により公証人を免ぜられた。

室井和弘は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人福原敏治の後任を命ぜられた。（以上十月三日）（法務省）

労　　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国労災病院労働組合から、年末一時金等の要求に関して、平成23年10月17日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年10月13日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

北海道	釧路労災病院及び北海道中央労災病院せき損センター
青森県	青森労災病院
宮城県	東北労災病院
秋田県	秋田労災病院
福島県	福島労災病院
千葉県	千葉労災病院
東京都	東京労災病院
神奈川県	関東労災病院及び横浜労災病院
富山県	富山労災病院
静岡県	浜松労災病院
愛知県	中部労災病院及び旭労災病院
大阪府	大阪労災病院
兵庫県	関西労災病院及び神戸労災病院
和歌山県	和歌山労災病院
鳥取県	山陰労災病院
岡山県	岡山労災病院及び吉備高原医療リハビリテーションセンター
広島県	中国労災病院
山口県	山口労災病院
香川県	香川労災病院
愛媛県	愛媛労災病院
福岡県	九州労災病院及び九州労災病院門司メディカルセンター
長崎県	長崎労災病院
熊本県	熊本労災病院

資　　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十月七日（金）

○１般案件

１、平成二十三年度第三次補正予算及び復興財源の基本的方針（決定）（財務省）

公　　告

諸　事　項

工場財団

長崎県西海市大島町1605番地の１**株式会社大島造船所**の工場財団に長崎県西海市大島町1605番地の１株式会社大島造船所工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年10月13日

長崎地方法務局佐世保支局